

20140324九産保第1号
平成26年3月25日

発電用風力設備の設置又は変更の工事計画に関する審査実施要領

九州産業保安監督部長 守屋 猛



電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、発電用風力設備の設置又は変更の工事の計画（以下「工事計画」という。）が法第47条第3項第1号に適合するかどうかについて審査するに当たっての実施要領を次のとおり定める。

1. 審査対象となる発電用風力設備の定義

(1) 一般設備 次に掲げる要件の全てを満たす発電用風力設備

- ① 陸上に設置するもの（津波、高潮、波浪その他海水の変動の影響を受けることにより設備の安全性に支障が生じるおそれがあるものを除く。）であること。
- ② 「2007年版建築物の構造関係技術基準解説書」の液状化判定により、地震時に液状化が発生するおそれのないことが確認された地盤に設置するものであること。
- ③ 地盤改良、盛土その他の特殊な土工事を伴わないこと。
- ④ 当該設備に使用する材料が、次の全ての要件を満たすこと。
 - ア 平成12年建設省告示第1446号別表第一（い）欄に掲げる材料の区分に応じ、それぞれ同表（ろ）欄に掲げる日本工業規格に適合するもの若しくはこれと同等以上の性能を有するもの又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第37条第二号の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたものであること。
 - イ 使用材料の許容応力度の基準強度に、平成12年建設省告示第2464号に定める数値を用いたものであること。
- ⑤ 風車の形式が、プロペラ式の水平軸風車（翼の枚数が3枚であるものに限る。）であること。
- ⑥ 支持物が鋼製であって、円筒形のモノポール支持式であること。
- ⑦ 2.（2）の規定により発電用風力設備が1.（2）に規定する特殊設備に該当するかどうかについて経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長（以下「本省電力安全課長」という。）の意見を求めた場合にあつては、本省電力安全課長から当該発電用風力設備が特殊設備に該当しないものである旨の意見が述べられたものであること。

(2) 特殊設備 一般設備以外の発電用風力設備

2. 審査の実施方法

- (1) 一般設備の設置又は変更の工事計画の審査に当たっては、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月27日通商産業省令第53号）の規定に基づきこれを行うものとする。
- (2) 工事計画に係る発電用風力設備が一般設備に該当するかどうかの判断ができない場合は、本省電力安全課長の意見を求めることができる。
- (3) 2. (2) の規定により本省電力安全課長の意見を求めた場合にあっては、当該判断を行うときは、本省電力安全課長の意見に基づいてこれをしなければならない。
- (4) 特殊設備の設置又は変更の工事計画の審査を行うときは、特殊設備のうち産業保安監督部において技術的に審査が困難な部分の当該審査について、本省電力安全課長の意見を求めなければならない。
- (5) 特殊設備の設置又は変更の工事計画の審査を行うときは、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の規定及び2. (4) に規定する本省電力安全課長の意見に基づいてこれをしなければならない。

附則

- (1) この要領の改正に際しては本省電力安全課長の意見を聴くものとする。
- (2) この要領は平成26年4月1日から施行する。